

東京芸術大学次世代育成支援行動計画（第二次）

1. 趣旨

この行動計画は、次世代育成支援対策推進法及び男女共同参画社会基本法の趣旨に基づいて、職員のワークライフバランスを可能にする労働環境整備に対する東京芸術大学の行動計画を定めたものである。平成25年3月31日に終了した第一次行動計画の結果を受けて、更なる労働環境整備を目指して策定する。子育てを行う職員はもとより、広く職員全体を対象に、長時間労働や残業の是正など働き方の見直しをはかり、職員が安心して働き続けることができる職場環境作りを目標とする。

2. 計画期間等

平成25年4月1日から平成30年3月31日

3. 計画の見直し

計画期間中において、社会の変化や計画の評価、職員からの要望等をふまえ、弾力的に変更できるものとする。

4. 目標と対策

(1) 子育てを行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標1

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

【対策】

○教育系職員の育児休業期間中に係る代替要員確保の運用方法について、検討する。

目標2

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての、育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供

【対策】

○育児休業取得職員がスムーズに職場復帰できるための、育児休業中における職場の情報提供方法について検討する。

(2) 働き方の見直しに役立つ多様な労働条件の整備

目標 3

所定外労働の削減のための措置の実施

【対策】

○超過勤務命令のあり方を再確認し、定時業務終了を周知徹底することで、所定外労働の削減に関する意識向上をはかる。

○会議、打ち合わせ等の所定勤務時間内開催に努める。

目標 4

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【対策】

○会議、打ち合わせ、行事等の日程設定に配慮する。

目標 5

短時間勤務制度の導入の促進

【対策】

○職員、大学双方の合意による短時間勤務制度利用の促進をはかる。